

日本 E R I 株式会社
長期優良住宅建築等計画に係る
技術的審査料金規程

evaluation, rating, inspection



日本ERI株式会社

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、日本E R I株式会社 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、日本E R I株式会社（以下「E R I」という）が行う技術的審査業務に係る料金について、必要な事項を定める。

第2章 料金の収納

(料金の収納)

第2条 依頼者は、料金を銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

3 E R Iと依頼者は、別途協議により、一括納入その他別の収納方法を取ることができるものとする。

第3章 料金

(長期優良住宅に係る技術的審査と設計住宅性能評価が併願される場合の料金)

第3条 新築住宅における併願審査の料金は、所管行政庁が定める以下の区分に応じ、表1及び表2に掲げる額とする。

① 法第6条第1項第1号「長期使用構造等」に限る技術的審査

② ①以外の技術的審査

表1 [戸建住宅] (税抜金額)

① 5,000 円	② 7,000 円
-----------	-----------

表2 [共同住宅等]

(税抜金額)

[住棟料金]	① ② 50,000 円	[住戸料金]	① ② 2,000 円
※共同住宅等の料金は、1棟につき [住棟料金] + [住戸料金] ×対象住戸数とする。 ※共同住宅等における「住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅」の料金は表1 [戸建住宅]の料金を適用するものとする。			

(長期優良住宅に係る技術的審査が単独で依頼される場合の料金)

第4条 新築住宅における単独審査の料金は、以下の区分に応じ、表3及び表4に掲げる額 (税抜金額) とする。

① 法第6条第1項第1号「長期使用構造等」に限る技術的審査

② ①以外の技術的審査

表3 [戸建住宅]

(税抜金額)

一般	「劣化の軽減に関すること」に加え、「構造の安定に関すること」もしくは「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」のいずれかに認証が適用される場合	「劣化の軽減に関すること」に加え、「構造の安定に関すること」及び「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」のいずれも認証が適用される場合
① 50,000 円	① 39,000 円	① 36,000 円
② 52,000 円	② 41,000 円	② 38,000 円

表4 [共同住宅等]

(税抜金額)

〔住棟料金〕	① ② 250,000 円	〔住戸料金〕	① ② 9,500 円
※共同住宅等の料金は、1棟につき〔住棟料金〕＋〔住戸料金〕×対象住戸数とする。 ※共同住宅等における「住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅」の料金は表3[戸建住宅]の料金を適用するものとする。			

第4条の2 既存住宅の増築・改築における審査の料金は、所管行政庁が定める以下の区分に応じ、表5に掲げる額（税抜金額）とする。

- ① 法第6条第1項第1号「長期使用構造等」に限る技術的審査
- ② ①以外の技術的審査

表5 [既存住宅の増築・改築]

(税抜金額)

	戸建住宅	共同住宅等 ^{※1、※2}
標準 ^{※3、※4}	① 80,000 円 ② 82,000 円	① ② 住棟料金 250,000 円 ＋（住戸料金 9,500 円×戸数）
評価書等（耐震性の審査が省略できるもの）有り ^{※5}	① 60,000 円 ② 62,000 円	① ② 住棟料金 80,000 円 ＋（住戸料 7,000 円×戸数）

※1：延床面積 500 m²以下は別途見積りとする。

※2：共同住宅等における「住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅」の料金は表5[戸建住宅]の料金を適用するものとする。

※3：耐震性が、H27 国住指第 3435 号別表 2 に示された認定耐震診断方法及び構造耐震指標等（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く）などをいい、それ以外は別途見積りとする。

※4：新築時に評価書等を取得した住宅の、耐震性に係るリフォーム計画である場合は「標準」を適用する。

※5：建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 56 年 6 月 1 日以降におけるある時点の建築基準法に適合するものであることを確認できる確認済証および検査済証の活用を含む。

（他機関が設計住宅性能評価を行った住宅の技術的審査の料金）

第5条 他機関が設計住宅性能評価を行った住宅に関する技術的審査の料金は、表3及び表4に掲げる額とする。

（変更技術的審査の料金）

第6条 変更技術的審査の料金は、直前の技術的審査を行った機関の区分及び変更の内容に応じ、以下の各号とする。

- (1) 対象となる住宅に係る直前の技術的審査をE R Iが行っている場合は、1回の変更につき、当該住宅の料金の区分に応じ、表1から表5までに掲げる料金の2分の1の額とする。ただし、評価手法や計算ルートなど大規模な変更の場合及び竣工後の増改築・リフォーム等による変更の場合は、表3及び表4に掲げる料金の2分の1

の額とし、竣工後の床面積の変更を伴う増改築・リフォーム等による変更の場合は表3及び表4を適用する。

- (2) 前項の場合において、変更の内容が軽微なものに限り一住戸あたり2,000円(税抜金額)とすることができる。
- (3) 対象となる住宅に係る直前の技術的審査を他機関が行っている場合は、新たに技術的審査の依頼を受けたものとして、表3及び表4を適用する。

(再交付料金)

第7条 技術的審査適合証を再交付する場合の料金は、一通につき2,000円(税抜金額)とする。

(限界耐力計算法等の追加料金)

第8条 限界耐力計算法等により設計されたものにおいて、E R Iで技術的審査のみを行う場合及び限界耐力計算法等の内容に係る変更技術的審査の場合の付加料金は、当該住宅の延べ面積の区分に応じ、表5に掲げる額(税抜金額)とする。

表6 [限界耐力計算法等の追加料金] (税抜金額)

延べ面積 (㎡)	追加料金
～2,000	40,000円
2,000 超～10,000	70,000円
10,000 超～50,000	100,000円
50,000 超～	150,000円

(技術的審査の料金を減額するための要件)

第9条 技術的審査料金は次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 技術的審査を効率的に実施できるとE R Iが判断したとき。
- (2) E R Iが定める期間内に一定数以上の申請が見込めると判断したとき。

(附則) この規程は、平成21年5月18日より施行する。

(附則) この規程は、平成21年7月13日より施行する。

(附則) この規程は、平成24年12月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成25年10月1日から施行する。

ただし、表1から表5に記載される料金は「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」第10条に規定されている総額表示義務に関する特例により税抜表示とし、同法に定められた通り平成29年3月31日までの適用とする。

(附則) この規程は、平成26年5月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成28年3月15日から施行する。

(附則) この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則) この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

制定：平成 21 年 5 月 18 日
改訂：平成 21 年 7 月 13 日
改訂：平成 24 年 12 月 1 日
改訂：平成 25 年 10 月 1 日
改訂：平成 26 年 5 月 1 日
改訂：平成 27 年 4 月 1 日
改訂：平成 28 年 3 月 15 日
改訂：平成 30 年 4 月 1 日
改訂：平成 30 年 9 月 1 日